

名古屋市民間木造住宅耐震診断実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅の所有者が耐震診断を実施するにあたり、名古屋市が予算の範囲内において耐震診断員を派遣することにより、住宅の安全に対する意識の啓発及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

木造の住宅で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす戸建て、長屋又は共同住宅をいう。

ア 在来軸組構法及び伝統構法であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

エ 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であること。

(2) 耐震診断

耐震診断とは、「改訂(第4版)愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、愛知県木造住宅耐震診断員が実施する耐震診断をいう。

(3) 耐震診断員

愛知県が認定する、木造住宅耐震診断員養成講習会を受講、修了し、愛知県に登録した者(耐震診断又は耐震改修等に関する名古屋市への申請等において、明らかな不正行為を行ったものを除く。)をいう。

(耐震診断対象建築物)

第3条 耐震診断の対象となる建築物(以下「耐震診断対象建築物」

という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内にある旧基準木造住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供しているか、診断後に居住の用に供する予定であるもの。
- (3) 平成 26 年度以降に、この要綱に基づく耐震診断を実施したものでないこと。
- (4) 名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱、名古屋市民間木造住宅耐震化緊急支援事業補助金交付要綱又は名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(資格要件)

第 4 条 耐震診断を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 耐震診断対象建築物の所有者であること。
- (2) 国、地方公共団体その他公の機関以外の者であること。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (4) 耐震診断対象建築物の所有者が同建築物を自己の居住の用に供しておらず賃貸している場合は、借家人全員の同意を得ていること。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(事業内容)

第 5 条 市長は、耐震診断を希望する者に、予算の範囲内において耐震診断員を派遣し耐震診断を行い、診断結果を報告するものとする。

2 前項の耐震診断員の派遣に伴う費用については名古屋市の負担とする。

(事務委託)

第 6 条 市長は、本事業の事務の一部を委託することができる。

(申込み手続き)

第 7 条 耐震診断を希望する者は、名古屋市民間木造住宅耐震診断申込書（様式第 1 号。以下「耐震診断申込書」という。）を、耐震診断を希望する日の属する年度の 1 月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、郵送による場合にあっては、消印日をもって提出日とみなす。

2 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者が耐震診断申込書を提出するものとする。

3 共有者がいる場合は、共有者の内の一人が耐震診断申込書を提出するものとする。

(耐震診断員の派遣の決定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項に規定する耐震診断申込書が提出されたときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断員の派遣を決定する。

(耐震診断申込書の取下げ)

第 9 条 耐震診断申込書を提出した者（以下「耐震診断申込者」という。）は、事情により耐震診断申込書を取り下げるときは、速やかにその旨を木造住宅耐震診断取下届（様式第 2 号）をもって市長に届け出なければならない。

(耐震診断員派遣の取消し)

第 10 条 市長は、耐震診断申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申し込み、その他の不正行為により耐震診断申込書を提出したとき。

(2) 第 4 条第 3 号に該当しないこととなったとき又は第 7 条に規定

する耐震診断申込書を提出した当時に第4条第3号に該当していなかったことが判明したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(耐震診断費用の請求)

第11条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、耐震診断をすでに実施しているときは、当該耐震診断申込者に期限を定めてその耐震診断に係る費用を請求できるものとする。

(耐震診断申込者に対する指導)

第12条 市長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。